



インドネシア共和国
労働移住大臣令
PER.08/MEN/2008 号

海外における実施方法
に関して

インドネシア共和国労働移住大臣は

以下：

- a. 海外における実習（働きながら学ぶこと）の許可と実施方法に関する労働移住大臣決定 KEP.226/MEN/2003 号は、労働移住大臣決定 KEP.112/MEN/VII/2004 号ならびに労働移住大臣令 PER.22/MEN/V/2006 号への変更が実施されたが、これらが既に海外研修運営の発展と需要の実態に適応しなくなっていることから、改定を必要とすること；
- b. 上記 a が指す海外における実習の実施方法とは、労働に関する 2003 年法第 13 号 25 条（3）項が示すとおりである；
- c. 政府、州地方行政政府、県／市地方行政政府間の行政内容分担に関する 2007 年政府規定第 38 号第 9 条第(1)項の後続措置として、海外における実習の許可と実施方法について整備を行なう必要があること；
- d. 上記 a、b、c の内容に鑑み、大臣令を制定する必要を有すること；
の各点を考慮し、

以下：

1. 労働に関する 2003 年法第 13 号（インドネシア共和国官報 2003 年第 39 号、インドネシア共和国官報補遺 4279 号）
2. 政府、州地方行政政府、県／市地方行政政府間の行政内容分担に関する 2007 年政府規定第 38 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 82 号、インドネシア共和国官報補遺 4737 号）
3. 2004 年大統領決定第 187/M 号（幾度かの改定を行なったが、最終改定は 2007 年大統領決定第 31/P 号）
4. 職業訓練団体の許可及び登録方法に関する労働移住大臣令 PER.17/MEN/VII/2007 号の各法令に鑑み、

以下の法令を決定する：

制定： 海外における実習の許可と実施方法に関する労働移住大臣令

第1章 共通事項

第1条

この大臣令において

1. 海外実習とは、職業訓練団体、企業、政府機関、あるいは教育団体によってインドネシアと海外においてトータルで包括的に実施される職業訓練のシステムのひとつであり、物品の製造及び／またはサービスに関してある特定の技術あるいは専門能力を獲得する過程において、より高度な経験を持った指導者及び／あるいは訓練者の監督指導の下で行なわれるものである。
2. 技能とは、定められた基準に適合する知識、技術、労働姿勢などの各面を総合する、各個人の労働能力を指す。
3. 職業訓練団体（以下略して **LPK** とする）は、職業訓練運営のための条件を満たした政府機関、法人、あるいは民間団体を指す。
4. 教育機関とは、政府及び／あるいは政府の許可を得た正式な教育を実施する機関を指す。
5. 企業とは、給与あるいはその他の形態の報酬を与えて労働者／勤労者を労働させる経営組織体のことで、民間または国営の、個人、団体、法人所有の法人、あるいは非法人組織を指す。
6. 海外での実習を実施するのは、海外研修を行なうために、すでに許可を取得した **LPK** あるいは、労働移住省において職業訓練部門担当局に登録済みの企業、政府機関、教育団体を指す。
7. 担当局とは、労働移住省において職業訓練部門担当局を指す。
8. 局長とは、労働移住省において職業訓練部門担当の局長を指す。
9. 大臣とは、労働移住大臣を指す。

第2条

- (1) 海外における実習実施者は以下のとおりである：
 - a. 民間 **LPK** ；
 - b. 企業 ；
 - c. 政府機関 ；
 - d. 教育団体 ；
- (2) 上記第(1)項 a における民間 **LPK** は、一般人のみを対象にする実習を実施することができる。
- (3) 上記第(1)項 b における企業は、その従業員のみを対象にする実習を実施することができる。

- (4) 上記第(1)項 c における政府機関とは、一般人対象の実習を実施する機関である。
- (5) 上記第(1)項 d における教育団体とは、生徒、学生対象の実習を実施する教育団体である。

第3条

- (1) 第2条(2)項における実習運営者は、県／市の労働担当部門の機関から LPK としての許可を得た後、局長からの実習運営許可を得る義務を持つ。
- (2) 第2条(3)項(4)項(5)項における実習運営者で、3ヶ月を超える研修を実施するものは、局長からの実習実施者登録証を有する義務がある。

第2章 団体の条件 第1節 民間 LPK

第4条

海外実習を実施する民間 LPK は、以下の条件を満たす必要がある：

- a. 有効期限内の LPK 許可を有すること；
- b. 実習プログラムを有すること；
- c. 局長からの実習実施許可を有すること；

第2節 企業

第5条

(1) 海外実習を実施する企業は、以下の条件を満たす必要がある：

- a. 有効期限内の企業許可を有すること；
 - b. 実習プログラムを有すること；
 - c. 担当局に実習運営者として登録済みであること；
- (2) 3ヶ月間以内の海外実習を実施する企業は、県／市の労働担当部門の機関に登録済みである必要がある。
- (3) 3ヶ月間を越える海外実習を実施する企業は、担当局に登録済みである必要がある。

第3節 政府機関

第6条

海外実習を実施する政府機関は、以下の条件を満たす必要がある：

- a. 担当局に実習実施者として登録済みであること；
- b. 実習プログラムを有すること；

第4節 教育団体

第7条

- (1) 海外実習を実施する教育団体は以下の条件を満たす必要がある：
 - a. 有効期限内の教育団体許可を有すること；
 - b. 実習プログラムを有すること；
 - c. 労働担当部門の機関に実習実施者として登録済みであること。
- (2) 3ヶ月間以内の海外実習を実施する教育団体は、県／市の労働担当部門の機関に登録済みである必要がある。
- (3) 3ヶ月間を越える海外実習を実施する教育団体は、担当局に登録済みである必要がある。

第3章 参加者の条件

第8条

- (1) 海外実習を実施する民間 LPK と政府機関 LPK にとっての実習参加者は、以下の条件を満たす必要がある：
 - a. 最低でも SLTA（高等学校）あるいはそれと同等の教育を受けていること；
 - b. プログラムの内容に必要とされるその他の条件を満たすこと；
- (2) 海外実習を実施する企業にとっての実習参加者は、以下の条件を満たす必要がある：
 - a. 当該企業の労働者の身分であること；
 - b. プログラムの内容に必要とされるその他の条件を満たすこと；
- (3) 海外実習を実施する教育団体にとっての実習参加者は、以下の条件を満たす必要がある：
 - a. 当該教育団体の生徒／学生の身分であること；
 - b. 行なわれるカリキュラムの内容に必要とされるその他の条件を満たすこと；
- (4) 海外実習を運営する政府機関所属の教育団体への実習参加者は、以下の条件を満たす必要がある：
 - a. 当該教育団体の生徒／学生の身分であること；
 - b. 行なわれるカリキュラムの内容に必要とされるその他の条件を満たすこと；

第9条

LPK と局長承認済みの海外での実習受け入れ者との間で交わされた契約に基づいて、一般からの実習参加者に、費用を負担させることができる。

第4章
許可と登録
第1節
許可

第10条

- (1) 海外実習実施許可は、局長が発行する。
- (2) 上記第(1)項に関する許可は、最長3年を限度として与えられ、期間更新ごとに最長3年の更新が認められる。

第11条

- (1) 実習実施を行なおうとする第2条第(1)項aにおける民間LPKは、局長に対して文書で許可申請を提出しなければならない。
- (2) 上記第(1)項における申請には、以下のものを添付しなければならない：
 - a. 許可を与えた機関により法的承認された、有効期限内のLPK許可証のコピー；
 - b. LPKと、受け入れ国におけるインドネシア共和国の代表機関が把握する海外実習受け入れ団体との間の契約書のコピー；
 - c. 実施予定の実習プログラム；
 - d. LPKの概要：組織構造、所在地、電話とファクシミリ番号は必ず含むこと；
- (3) 上記第(1)項で示された申請は、地方行政府の労働担当部門の機関からの推薦を得たうえで、民間LPKが局長に提出する。

第12条

- (1) 第11条に示すように申請を行なった民間LPKは、局長が組織したチームによって確認作業が行なわれる。
- (2) 上記第(1)項で示されたチームは、特に書類の不備の有無と合法性について確認を行なう。
- (3) 上記第(2)項で示されたチームによって行なわれる書類確認は、申請の受取日から最長でも開庁日2日間のうちに終了しなければならない。なお、その結果は局長に報告されなければならない。
- (4) チームによる確認が行なわれた書類に不備がある場合、局長は申請者からの申請を却下し、確認が行なわれた日から最長でも開庁日2日間のうちにその結果を申請者に伝えなければならない。
- (5) チームによる確認が行なわれた書類に不備がないことが明らかになった場合、その結果が明らかになった日から最長でも開庁日5日間のうちに、チームは現地での視察を行なう。
- (6) 現地視察の結果が、チームが確認を行なった書類と一致しない場合は、局長は現地視察が行なわれた日から最長でも開庁日2日間のうちに申請者の申請を却下する。

- (7) 上記第(6)項に示された現地視察の結果が、提出された書類内容との一致が明らかである場合、局長は現地視察が終了した日から最長でも開庁日 2 日のうちに、海外研修運営者に許可証を交付しなければいけない。

第 2 節

登録

第 1 款

企業

第 13 条

- (1) 雇用者のために実習を実施しようとする企業は、以下を添付のうえ文書にて登録申請を行なわなければいけない：
- a. 有効期限内の営業許可証のコピー；
 - b. 実習プログラム；
 - c. 労働者としての雇用契約書のコピー；
 - d. 企業と、海外の実習者受け入れ団体と間で交わされた契約証のコピー；
 - e. 実習に参加する労働者と、労働者が働いている企業それぞれの側の権利と義務を記載した実習契約書のコピー；
 - f. 労働者が実習参加後に取得できる技術あるいは専門能力の資格到達レベル；
 - g. 研修終了後の労働者の配置計画；
- (2) 上記第(1)項 c に示される労働者とは、実習を実施しようとする企業と雇用関係がある者のことである。
- (3) 上記第(1)項に示された文書での登録申請書を局長に提出する前に、県／市の労働担当部門の機関にその旨報告すること。

第 2 款

政府機関

第 14 条

実習を実施する政府機関は、以下を添付のうえ局長に文書で登録申請を行なう義務がある：

- a. 実習のプログラム；
- b. 政府機関と、海外の実習者受入れ団体との間で交わされた契約書のコピー；
- c. 実習参加者と、実習を実施する政府機関それぞれの側の権利と義務を記載した実習契約書のコピー；

第3款 教育団体

第15条

- (1) 自校の生徒学生に対して実習を実施しようとする教育団体は、以下を添付のうえ局長に文書で登録申請を行なわなくてはならない：
 - a. 有効期限内の教育団体許可証のコピー；
 - b. 実習のプログラム；
 - c. 教育団体と、海外の実習者受入れ団体との間で交わされた契約書のコピー；
 - d. 実習参加生徒・学生と、生徒・学生が学んでいる教育団体それぞれの側の権利と義務を記載した実習契約書のコピー；
 - e. 生徒・学生が実習参加後に取得できる技術あるいは専門能力の資格到達レベル；
- (2) 上記第(1)項で示される生徒・学生とは、実習を実施する教育団体で学ぶ学習者／学生である。
- (3) 上記第(1)項に示された文書での登録申請書を局長に提出する前に、県／市の労働担当部門の機関にその旨報告すること。

第4款 登録証発行のための日数

第16条

- (1) 第13条、第14条、第15条で示された申請を提出した企業、政府機関、教育団体は、局長が組織したチームによって確認作業が行なわれる。
- (2) 上記第(1)項に示されたチームによる書類確認は、申請の受取日から最長でも開庁日3日間のうちに終了し、その結果は局長に報告されなければならない。
- (3) チームによる確認が行なわれた書類に不備がある場合、局長は申請者からの申請を却下し、確認が行なわれた日から最長でも開庁日2日間のうちにその結果を申請者に伝えなければならない。
- (4) 上記第(2)項における確認の結果不備が無いことが明らかになった場合、その結果が明らかになった日から最長でも開庁日5日間のうちに、局長は海外実習の実施許可証を交付する。

第5章 実習プログラム

第17条

- (1) 実習実施者は、実習プログラムを持つ義務を有する。
- (2) 民間LPKの実習プログラムは、最低限以下の内容を含む：
 - a. 実習のための訓練（トレーニング）名称；
 - b. 実習プログラムの目的と目標；
 - c. 専門技術プログラム；
 - d. 実習プログラムの実行；

- e. 実習後の措置；
- (3) 第(2)項 c における専門技術プログラムは、最低限以下の内容を含む：
- a. 参加者の条件；
 - b. 到達予定の能力レベルと資格；
 - c. カリキュラムとシラバス；
 - d. プログラム実行計画；
 - e. 使用するソフトウェア；
 - f. 使用するハードウェア；
 - g. 教官と指導員；
 - h. 訓練のシステムとメソッド；
 - i. 合格条件；
 - j. 技能証明書；
 - k. 研修契約；
 - l. 設備、インフラストラクチャー、教官、指導員、及び専門技術についてのワークショップ；
- (4) 上記第(2)項 d における実習プログラムの実行には最低限以下の内容を含む：
- a. LPK の名称と所在地、及びプログラムの責任者；
 - b. 実習が行なわれる企業名称と所在地、及びプログラムの責任者；
 - c. モニタリングと評価；
 - d. 報告；
- (5) 上記第(2)項 e における実習後の措置には最低限以下の内容を含む：
- a. 国内での配置；
 - b. 海外での配置；
 - c. 独立事業；
- (6) 第(3)項 k における実習契約については、それぞれの側の権利と義務について最低限以下の内容を含む：
- a. 実習参加者の手当と交通費；
 - b. 実習参加者の保護：傷害保険、健康保険、死亡保険、安全衛生措置；
 - c. 実習プログラムの費用；
 - d. 紛争の解決；
- (7) 第(3)項 l における条件を満たさない民間 LPK は、他の民間 LPK と協力契約結んだ上で、実習を行なう予定の専門技能に応じて当該民間 LPK と協力して実習を行なうこと。
- (8) 企業及び／あるいは政府機関、及び／あるいは教育団体の実習プログラムは、当該企業及び／あるいは政府機関、及び／あるいは教育団体の必要性に基づいて行なう。

第 18 条

- (1) 第 17 条第(2)項と第(3)項における民間 LPK の実習プログラムは、ひとつの一貫した連続性のあるプログラムである。
- (2) 第 17 条第(2)項、第(3)項、第(7)項における民間 LPK のプログラムは、州行政府の労

働担当部門の機関の推薦を受ける必要がある。

第 19 条

実習実施者は、同じ実習プログラムに同じ実習者を再び参加させてはいけない。

第 6 章 権利と義務

第 20 条

- (1) 海外実習参加者は、以下の権利を有する：
 - a. 実習参加者と実習実施者との間の契約に基づき、手当と交通費を得る；
 - b. 傷害保険、健康保険、死亡保険による保護を受け、その保険料は実習実施者が負担する；
 - c. 実習参加中は作業の安全と健康のための設備を提供されること；
 - d. 技能の資格承認のため、技能試験を受ける；
 - e. 実習プログラム終了後は、証明書を得る；
- (2) 海外の実習を実施する者は、次の権利を有する：
 - a. 実習者の労働／サービスの報酬；
 - b. 実習参加者の評価；
 - c. 実習契約に違反した実習参加者の実習中止；

第 21 条

- (1) 海外実習実施者は、以下の義務を有する：
 - a. 実習参加者と実習実施者との間の契約に基づき、手当と交通費を提供する；
 - b. 訓練施設を提供する；
 - c. 教官、指導員を提供する；
 - d. 実習中の作業の安全衛生措置を提供する；
 - e. 実習実施者が保険料を支払うことで、傷害保険、健康保険、死亡保険による保護を提供し、しかも実習が行なわれる国で有効とされる規定に適合する額のものを提供する；
 - f. 技能の資格承認のため、技能試験を提供する；
 - g. 実習プログラム終了後は、証明書を授与する；
 - h. 実習内容が道德規範に反するものではないことを保証する。
 - i. 実習参加中は、実習国における実習者のトラブルに関して問題解決を行なう；
 - j. 実習プログラム終了者、及び実習契約に違反した実習参加者を帰国させる；
- (2) 海外実習参加者は、以下の義務を有する：
 - a. 実習契約の遵守；
 - b. 民間 LPK 及び／あるいは企業で有効とされる規則の遵守；
 - c. 実習が行なわれる国で有効とされる法規の遵守；

第 7 章

実施

第 22 条

実習実施者は、許可取得あるいは登録された後、海外実習を実施することができる。

第 23 条

第 2 条第(1)項 a における実習実施者は、実習参加者の募集を行なう州の労働担当部門の機関に文書をもってその旨報告し、さらにその写しを現地の県／市の労働担当部門の機関にも提出したうえで、実習参加者の募集を行なうことができる。

第 24 条

- (1) 実習参加候補者の募集と選抜は、企業の研修が実際に行なわれる場所の要求に応じて、実習実施者によって行なわれる。
- (2) 上記第(1)項における募集と選抜が行なわれた後でも、実習場所の必要人数に満たない場合は、実習場所の必要人数を満たすために、再び募集と選抜を行なうことができる。
- (3) 上記第(1)項、第(2)項における募集と選抜の結果は、州の労働担当部門の機関に文書をもってその旨報告し、さらにその写しを現地の県／市の労働担当部門の機関にも提出する。

第 25 条

- (1) 第 24 条における実習参加候補者から選抜された者は、実習実施者による技術、語学、文化の訓練（トレーニング）に参加しなければいけない。
- (2) 上記第(1)項における学習に参加した実習参加者は、実習国へと派遣されなければいけない。

第 26 条

- (1) 第 25 条第(2)項における、実習国へ派遣される実習参加者は、派遣推薦状を与えられる。
- (2) 上記第(1)項における派遣推薦状は、実習実施者による文書での申請に基づいて、局長あるいは指名された担当者によって与えられるが、申請に際しては以下の添付を行なう：
 - a. 実習が行なわれる場所である企業とその労働分野についての文書による証明；
 - b. 実習契約のコピー；
 - c. 参加者のパスポート；
 - d. 参加者情報／履歴；
 - e. 教育団体からの実習参加者の生徒／学生証；
 - f. 実習国の法規に基づくその他の規定；

第 27 条

- (1) 第 26 条第(1)項における派遣推薦状を得た実習実施者は、以下の添付とともに、局長に対し税金免除推薦の申請を行なうことができる：
 - a. 派遣推薦状；
 - b. 実習参加者のパスポートとビザのコピー；
 - c. ビザと一致する実習参加者の名簿；
 - d. 実習契約のコピー；
- (2) 上記第(1)項 b におけるパスポートとビザのコピーは、そのオリジナルのものを提示すること。
- (3) 上記第(1)項、第(2)項における申請に不備がなければ、局長あるいは指名された担当者が税金免除の推薦状を発行する。

第 8 章 更新許可

第 28 条

- (1) 実習実施者の更新許可は、局長によって与えられる。
- (2) 上記第(1)項における更新許可のためには、民間 LPK は局長に文書での申請を行なう必要がある。
- (3) 上記第(2)項における申請は、遅くとも実習実施許可の期限が切れる開庁日 20 日前までに提出する。
- (4) 上記第(2)項における申請には以下を添付すること：
 - a. 有効期限内の LPK 許可証のコピー；
 - b. 有効期限内の実習実施許可証のコピー；
 - c. 実習実施許可による実行実績；
 - d. 実習受入れ国でのインドネシア政府代表に報告されている海外実習受入れ団体と LPK との間の契約書のコピー；
- (5) 上記第(4)項の規定を満たす他に、ワークショップ、教官、指導員を持たない民間 LPK は、第 17 条第(7)項に示されるように、他の LPK との協力契約書のコピーを添付する必要がある。
- (6) 更新の申請を上記第(3)項における期間を過ぎて行なった場合、更新許可は交付されない。

第 29 条

- (1) 第 28 条第(4)項、第(5)項における更新許可申請について、不備が無いことが明らかである場合、局長は実習更新許可を交付する。
- (2) 上記第(1)項における更新許可は、現地視察が行なわれた日から遅くとも開庁日 10 日間のうちに交付済みとなっていなければならない。
- (3) 更新許可交付の手順と方法は、第 12 条に示されるとおりである。

第 30 条

第 28 条第(1)項における延長許可は、第 28 条第(4)項、第(5)項の規定を満たし、かつ当該 LPK の実績を考慮したうえで、局長によって交付される。

第 9 章

許可の取り消し

第 31 条

局長は、実習実施者が以下の場合、当該の海外実習実施許可を取り消す：

- a. 実習参加者に対して、第 9 条で定められている規定以外の費用を徴収した場合；
- b. 第 19 条で示されるように、実習参加者を同じ実習プログラムに再び参加させた場合；
- c. 許可の取得後 1 年以内に実習を実行しない場合；
- d. 第 23 条に示される規定に反して実習参加者を募集した場合；
- e. 第 24 条に示される実習場所の確保ができないうちに、実習参加候補者を募集、選抜した場合；
- f. 第 25 条第(2)項で規定されているように、実習参加者を派遣しなかった場合；
- g. 海外実習実施に関連する刑法違反行為を行なったことが証明された場合；
- h. LPK 許可証が、県／市の労働担当部門の機関から取り消しを受けた場合；
- i. 第 8 条第(1)項の条件と一致しない実習参加者に対して実習を行なわせた場合；
- j. 道德規範を逸脱した場合；
- k. 第 17 条に示されるプログラムに適合しないプログラムの実習を実施した場合；

第 32 条

第 31 条 a、b、c に示される規定違反を行なった実習実施者は、以下の段階に沿って実習実施許可を取り消される：

- a. 口頭注意；
- b. 実習実施者に口頭注意が与えられてから開庁日 14 日間を経ても、依然として違反が行なわれている場合、文書による警告が行なわれる；
- c. 文書による注意が与えられてから開庁日 60 日間を経ても、依然として違反がおこなわれている場合、実習派遣を 4 ヶ月の間一時的に停止する；
- d. 上記 c に示される派遣の一時停止期間内に、依然として違反が行なわれている及び／あるいは実習参加者の派遣を行なっている場合、実習実施許可は取り消される；

第 33 条

第 31 条 g に示されるように、実習実施者が刑法違反行為を行なったことが証明された場合、恒久法による裁判所決定が下された後、当該研修実施者の実習実施許可は取り消される。

第 34 条

第 31 条 h に示されているように、LPK 許可証が、県／市の労働担当部門の機関から取り消しを受けた場合、海外実習実施許可証は失効となる。

第 35 条

第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条に示されるように、実習実施許可が取り消された民間 LPK は、実習参加者に対して同意済みの契約内容に応じた責任を果たさなければいけない。

第 10 章

報告

第 36 条

- (1) 6 ヶ月以上の海外実習について実習実施者は、局長に対して実施 6 ヶ月ごとに報告と、州及び県／市の労働担当部門機関の長に対してその写しを提出する義務を有する。
- (2) 6 ヶ月以下の海外実習について実習実施者は、局長に対して実習終了時に報告と、州及び県／市の労働担当部門機関の長に対してその写しを提出する義務を有する。
- (3) 上記第(1)項における報告書は、少なくとも以下の内容を有すること：
 - a. 技術、語学、文化のトレーニングへの参加者データ；
 - b. 受入れ企業で実習を行なっている参加者のデータ；
 - c. 研修中途離脱者データ；
 - d. 研修終了後の実習者データ；
 - e. 研修が行なわれている企業のデータ；
- (4) 上記第(1)項、第(2)項、第(3)項における報告は、マニュアル、あるいは電子メディア形式で行なうことができる。

第 11 章

指導と監督

第 37 条

- (1) 国内での実習実施者指導は、担当局と州及び県／市の労働担当部門機関が一致して行なう。
- (2) 実習実施者の海外での指導は、海外のインドネシア共和国代表と協力して行なう。
- (3) 上記第(1)項、第(2)項における指導は、実習実施におけるプログラム、人材、設備、メソッド、システムなどの内容を含む。

第 38 条

実習実施の監督については、局長が出版メディア及び／あるいは電子メディアをとおして、定期的に有効な許可／登録証を持つ海外実習実施者のリストを一般公開することで行なわれる。

第 12 章
移行規定

第 39 条

- (1) この大臣令施行以前に海外実習実施許可を得ている実習実施者は、最長でもこの法令が施行されてから 12 ヶ月以内に、この法令に定められている規定との適合を図る義務がある。
- (2) 実習実施者が、上記第(1)項に示されている期間内にこの大臣令の規定との適合を行なうことができなければ、当該者の海外実習実施許可は局長によって取り消される。

第 13 章
その他の規定

第 40 条

この大臣令の施行に関するより詳細な規定は、局長が定める。

第 14 章
終章

第 41 条

この大臣令の制定により、以下の法令は無効となる：

- a. インドネシア領域外における実習実施許可方法に関する労働移住大臣決定第 KEP. 226/MEN/2003 ；
- b. インドネシア領域外における実習実施許可方法に関する労働移住大臣決定第 KEP. 226/MEN/2003 の変更に関する労働移住大臣決定第 KEP. 112/MEN/VII/2004 ；
- c. インドネシア領域外における実習実施許可方法に関する労働移住大臣決定第 KEP. 226/MEN/2003 の第 2 回変更に関する労働移住大臣令第 PER. 22/MEN/V/2006 ；

第 42 条

この大臣令は、制定時から施行される。

制定地 ジャカルタ
制定日

インドネシア共和国
労働力・移住省
大臣
署名

エルマン・スパルノ博士・工学士・経済修士・科学修士